

「GS1-128による標準料金代理収納ガイドライン」第3版（2014年4月）

第2版（2013年10月発行）からの変更点

変更内容	
	2014年4月より印紙の貼付基準額が5万円に引き上げられたことに伴い、ゆうちょ銀行併用タイプにおける印紙貼付欄の記載内容について改定を行った。詳細は下記のとおり。
	はじめに 「第2版改定にあたり」を削除し、「第3版改定にあたり」を追加。
P3	[裏面]にて、収入印紙貼付欄の文言のうち「3万円以上」を「課税相当額以上」に修正。
P17	(2)申請書記入に当たっての注意事項にて、2014年4月現在の登録申請書の様式に合わせて説明を変更。
P18	GS1事業者コード登録申請書を2014年4月現在のものに差し替え。
P20	封入タイプ帳票見本[裏面]にて、収入印紙貼付欄の文言のうち「3万円以上」を「課税相当額以上」に修正。

以上